

経営会議の内容

件 名	(仮称) 大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の制定について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成26年 8月26日(火) 13:20 ~ 13:40 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、介護保険課長
提出理由	第3次一括法の施行により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、(仮称)大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例や規則に違反した場合には、どのような対応をとるのか。事業者の指定を取り消すこともあり得るのか。 (所管部) 違反した場合には、介護保険法の規定に基づき対応していく。実地指導や監査で虚偽の報告をした場合などに、事業者の指定を取り消すこともあり得るが、これまで本市において事例はない。 記録保存期間の独自基準について、国が2年間と定めているのはなぜか。 (所管部) 事業者が介護請求できる期間が2年間であるため、国は記録保存期間を2年間と定めている。しかしながら、介護請求の過払返還期間の時効が5年であり、他のデイサービス事業などで4年かかるのぼって過払返還請求をした例もあることから、条例では5年間と定める。 「基準該当介護予防支援」とはどのようなものか。また、指定している事業者はあるのか。 (所管部) 基準該当介護予防支援は、例えば、大和市に住民登録のある人が、へき地で生活している場合でも、介護予防支援を受けられるよう、市が当該地にある一定の基準を満たす事業者を指定するものである。現在、本市において事例はない。
会議結果	案のとおり、進めていく。